



令和8年9月18日
総合政策局
地域交通課
モビリティサービス推進課

改正地域交通法の施行に向け関係法令・ガイドラインを整備します ～「交通空白」解消は成長投資～

本年6月10日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が10月16日に施行されます。法律の施行に向けた関係法令やガイドラインについて、整備を行いますので、お知らせします。

1. 背景

- 地域の輸送資源のフル活用、共同化・協業化等を推進することで、「交通空白」等を解消し、持続可能な地域公共交通の実現を図るための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が10月16日に施行されます。今般、法律の施行に向け、関係法令の改正やガイドラインの整備を行います。

2. 概要

- 以下の関係法令・ガイドラインについて整備を行います。詳細は、別紙をご確認ください。
 - ①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則
 - ②地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針
 - ③道路運送法施行規則
 - ④モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン

3. スケジュール

<①・②・③について>

公布：令和8年9月18日

施行：令和8年10月16日

<④について>

公表：令和8年9月18日

<問合せ先>

①・②関係

総合政策局地域交通課 荒川、加藤、清水

TEL：03-5253-8111（内線 54-819）、03-5253-8987（直通）

③・④関係

総合政策局モビリティサービス推進課 渡邊、東海林、瀧岡

TEL：03-5253-8111（内線 54-913）、03-5253-8980（直通）